

件名	愛媛県県税賦課徴収条例の一部を改正する条例
主管課	税務課
根拠法令等	地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成29年3月31日公布、同年4月1日ほか施行）

【改正の概要】

1 不動産取得税

(1) 居住用超高層建築物に係る税額算定方法の見直し

いわゆるタワーマンション（高さ60m超）の取得等について、区分所有者ごとの専有床面積により税額を按分する現行の算定方法を見直し、税額が高層階ほど高く、低層階ほど低くなる補正率を導入（実際の取引価格の傾向を反映）

* 平成30年度から新たに課税されることとなる居住用超高層建築物（平成29年4月1日前に売買契約が締結された住戸を含むものを除く。）について適用

(2) 保育の受皿整備の促進のための税制上の措置（わがまち特例）の導入

家庭的保育事業・居宅訪問型保育事業・事業所内保育事業（利用定員5人以下）の用に供する家屋の取得について、地域の実情を反映させるため、当該家屋の価格の1/3～2/3の範囲内で条例で定める割合に相当する額を控除できるとされたことから、その割合を規定

法定の控除割合 1/2 → 条例で定める控除割合 2/3

* 附則改正（引用規定の条ずれ）

- ・愛媛県半島振興対策実施地域における県税の特別措置に関する条例
- ・愛媛県原子力発電施設等立地地域における県税の特別措置に関する条例
- ・愛媛県地方活力向上地域における県税の特別措置に関する条例

2 自動車取得税におけるエコカー減税の見直し

・適用期間の1年延長 平成30年3月31日まで → 平成31年3月31日まで

・乗用車に係る対象範囲の見直し

区分	H29軽減率	H30軽減率
電気自動車等	非課税	非課税
H32燃費基準+40%達成		80%軽減
H32燃費基準+30%達成	60%軽減	60%軽減
H32燃費基準+20%達成	40%軽減	40%軽減
H32燃費基準+10%達成	20%軽減	20%軽減
H32燃費基準達成		軽減なし
H27燃費基準+10%達成		

3 その他

(1) 肉用牛の売却による事業所得に係る県民税の課税の特例の3年延長

平成30年度まで → 平成33年度まで

(2) 県民税の配偶者控除に係る用語の改正 「控除対象配偶者」 → 「同一生計配偶者」

(3) 国税犯則取締法の廃止に伴う引用規定の置換え

施行日	1 (2)、3 (1)	公布日
	1 (1)、2、3 (3)	平成30年4月1日
	3 (2)	平成31年1月1日